

地区計画ガイド 入江 3 丁目地区

名 称		入江 3 丁目地区 地区計画	
位 置		金沢市入江 3 丁目の一部	
面 積		約 1.3ha	
区域の整備開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、JR 金沢駅から南西約 2.4km に位置する北陸信越運輸局石川運輸支局の跡地等であり、周囲には住宅地が形成されている。跡地等の土地利用を周辺環境と調和のとれた良好な居住環境を創出することで、安全で安心して暮らせる魅力的な市街地の形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	本地区を次の 2 地区に区分し、各々の特性を活かした土地利用を図る。	
		住宅地区 A	住宅地区 B
建築物等の整備方針	<p>店舗・業務施設等の立地を許容しつつ、周辺環境に配慮した住宅地の形成を図る。</p> <p>日常的な利便性を確保しつつ、既存住宅地と調和のとれた良好な住宅地の形成を図る。</p>		
<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を行う。</p>			
地区の区分	名 称	住宅地区 A	住宅地区 B
	面 積	約 0.4ha	約 0.9ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる用途の建築物等を建築してはならない。</p> <p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 建築基準法別表第 2 (に) 項第 3 号に規定する運動施設</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(8) 葬儀場</p>	
		建築物等の用途の制限	<p>(9) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(10) 建築基準法別表第 2 (と) 項第 4 号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	住宅地区 A	住宅地区 B
		建築物の敷地面積の最低限度	150 m ²	
		壁面の位置の制限	—	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、水路若しくは農道の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。
		建築物等の高さの最高限度	18 m	15 m
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものし、周囲の景観と調和したものとする。 2 建築物の屋根の色は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑又は濃紺を基調とした落ち着いたある色調とし、マンセル表色系で別表に掲げるものとする。 3 広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障がないもので、次に該当するものとする。 (1) 表示面を含め、壁面後退部分に設置しない。 (2) 屋上及び屋根面に設置しない。	
		垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（道路境界線から1メートル以内に設ける場合に限る。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
理由	北陸信越運輸局石川運輸支局の跡地等において、周辺環境と調和のとれた良好な居住環境を創出等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を定めるものである。			

●入江3丁目地区 地区計画は、平成30年10月1日に都市計画決定しました。

別表

外壁

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
白	N	9以上	
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
		3, 7～8	4以下
	2.5Y、5Y	3～8	4以下
	7.5Y、10Y	3～8	2以下
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4～6	2以下

屋根

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3以下	—
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	—
茶	5 R	4以下	3以下
	Y R	6以下	4以下
濃茶	5 Y R	4以下	3以下
濃緑	2.5 G	3以下	2以下
濃紺	2.5 B	3以下	2以下

※表は JIS Z8721 によるマンセル値

入江3丁目地区 地区整備計画 色彩の基準の説明

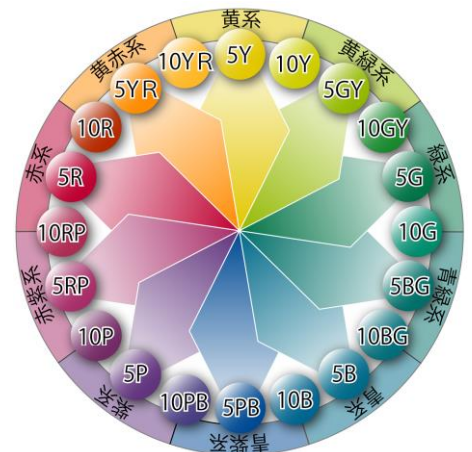
地区整備計画における建築物等の外壁や屋根の色彩基準では、JIS規格に採用され（JIS Z 8721）色彩の国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」は、1つの色について赤や青などの色合いを示す「色相」、明るさを示す「明度」、鮮やかさを示す「彩度」の3つの属性の組み合わせにより数値として示すものです。

● 「色相 (Hue)」とは？

- ・赤、青といった「色合い」を表します。
- ・マンセル表色系では、10種の基本色「黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、赤(R)、黄赤(YR)」とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、5Y、10Rなどのように表記します。また、10RはOYRと同意です。

■ マンセル色相環



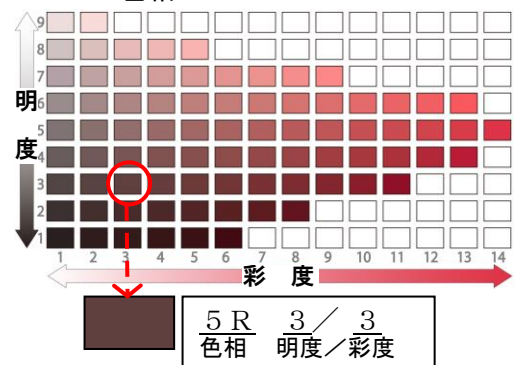
● 「明度 (Value)」とは？

- ・色の明るさを表します。
- ・明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

● 「彩度 (Chroma)」とは？

- ・色の鮮やかさを表します。
- ・色みの無い濁った色ほど数値が小さく、白・グレー・黒などの無彩色は0となります。鮮やかな色ほど数値が大きくなり、最も鮮やかな彩度の値は色相によって異なります。

■ 5Rの色相



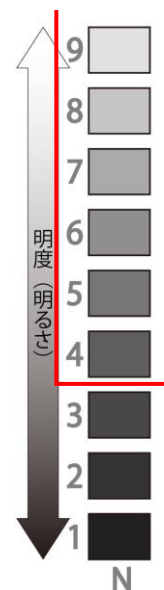
● マンセル値

- ・マンセル表色系の「色相・明度・彩度」を組み合わせることで表記したものが「マンセル値」です。
- ・「5R3/3」は、5アール、3の3と読みます。

● 地区整備計画の色彩基準

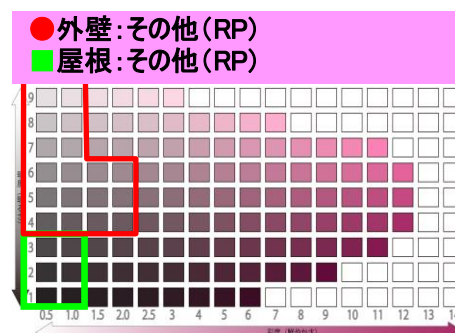
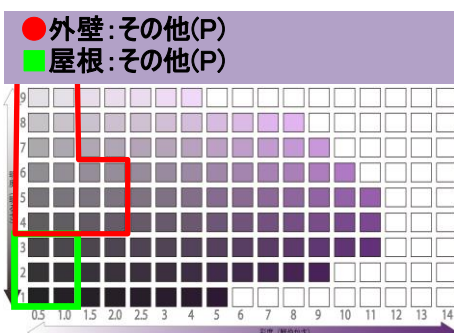
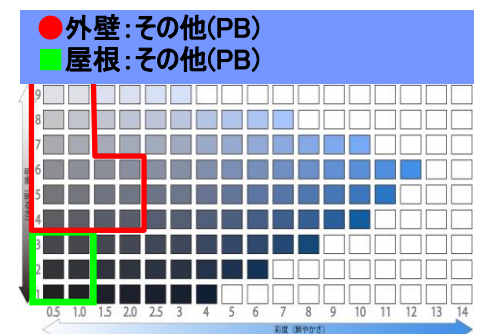
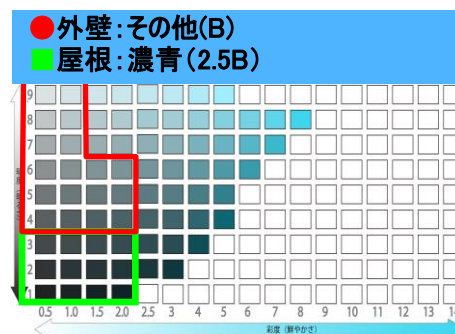
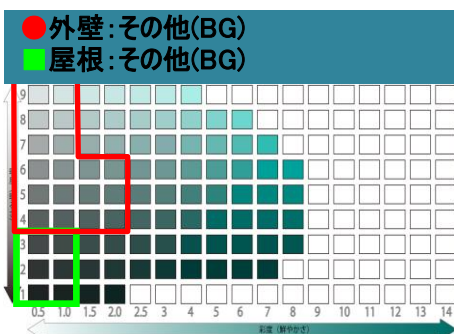
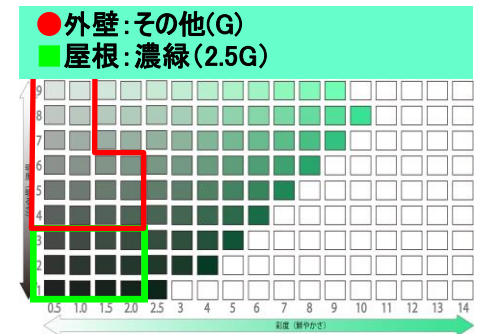
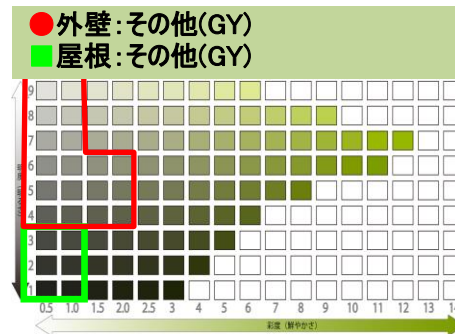
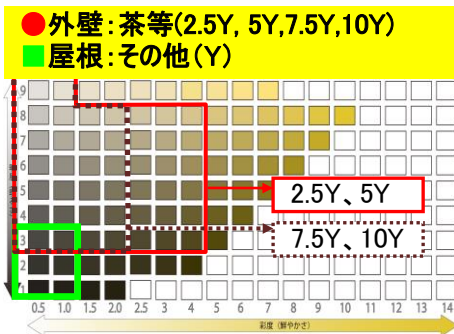
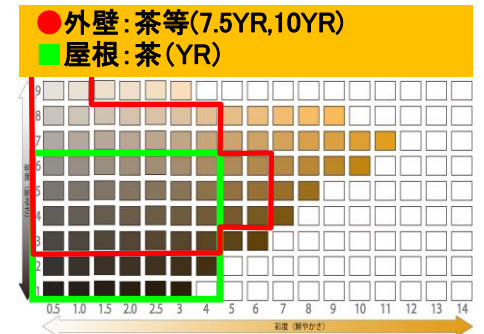
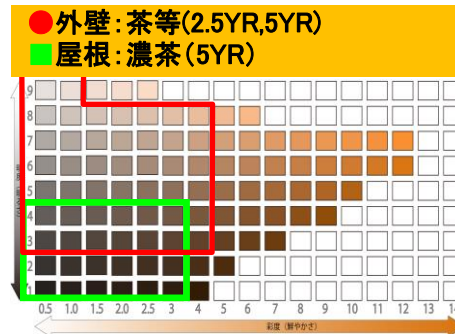
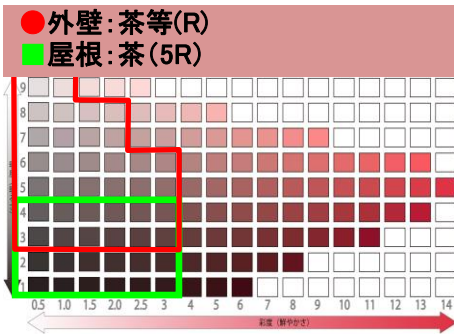
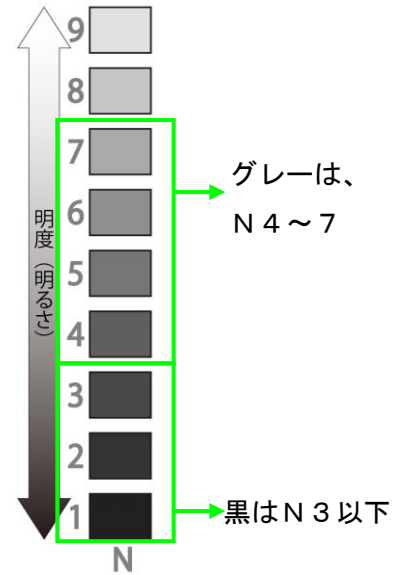
① 外壁の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
白	N	9以上	—
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
	3, 7～8	4以下	
		2.5Y、5Y	3～8
7.5Y、10Y	3～8	2以下	
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー・茶等を参考	
	その他	4～6	2以下



②屋根の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
黒	N	3以下	
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃茶	5YR	4以下	3以下
濃緑	2.5G	3以下	2以下
濃紺	2.5B	3以下	2以下



色彩基準では、建築物等の外壁と屋根について、色相毎に使用できる範囲を定めています。

外壁には□の範囲内の色彩、屋根には■の範囲内の色彩のみ使用できます。

※図版の色彩は印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合がありますのでご注意ください。